

令和4年度

自己点検シート

(人員・設備・運営編)

通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)

(令和4年6月版)

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日：令和 年 月 日 ()

点検担当者：

通所リハビリテーション

- 法 : 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 施行規則 : 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- 県条例 : 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号）
- 県解釈通知 : 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について（令和3年4月1日付け指第47号）
- 基準省令 : 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- 解釈通知 : 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）
- 報酬告示 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- 留意事項通知 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）
- 93号告示 : 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）
- 419号告示 : 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）
- その他関係通知 :
- 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取扱いについて（平成15年5月30日老老発第0530001号・老振発第0530001号）
 - リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老認発0316第3号外）
 - 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）
 - 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号）
 - 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）

介護予防通所リハビリテーション

- 法 : 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 施行規則 : 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ①県条例 : 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第65号）
- 県解釈通知 : 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について（令和3年4月1日付け指第47号）
- ①基準省令 : 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
- 解釈通知 : 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）
- ①報酬告示 : 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- ①留意事項通知 : 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）
- 93号告示 : 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）
- 419号告示 : 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）
- その他関係通知 :
- 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）
 - 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号）
 - 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）

青	介護保険法の解釈	1	単位数表編	（令和3年4月版）	社会保険研究所発行
赤	介護保険法の解釈	2	指定基準編	（令和3年4月版）	社会保険研究所発行
緑	介護保険法の解釈	3	Q・A・法令編	（令和3年4月版）	社会保険研究所発行

- 赤字は令和3年4月の報酬改正内容
- 青字は令和4年6月版で追記した内容
- ☆は運営指導時の確認項目

確認事項	適否	確認書類・根拠
第1 基本方針		
(介護) 赤P223 (予防) 赤P1251		
<p><通所リハビリテーション></p> <p>(1) 通所リハビリテーションの事業運営の方針は、「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。」という基本方針に沿ったものとなっているか。</p>	適 否	<p>運営規程、パンフレット等 県条例 第136条 (基準省令第110条)</p>
<p><介護予防通所リハビリテーション></p> <p>(2) 介護予防通所リハビリテーションの事業運営の方針は、「その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。」という基本方針に沿ったものとなっているか。</p>	適 否	<p>ⓐ県条例 第117条 (ⓐ基準省令第116条)</p>
<p>(3) 運営規程、パンフレット、その他利用者説明する文書は、法令、規則等に違反した内容となっていないか。</p>	適 否	
★第2 人員に関する基準		
(介護) 赤P223～ (予防) 赤P1251～		
1 専任の医師		
<p>(1) 専任の医師が配置されているか。</p>	適 否	<p>タイムカード、社会保険台帳、賃金台帳、業務日誌、勤務計画表、免許証 施行規則 第11条</p>
<p>(2) 専任の医師は、通所リハビリテーションの利用中、院内において医学的管理を行っているか。(外来診療などは可能)</p>	適 否	<p>「診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーション」 県条例 第137条第1項第1号 (基準省令第111条第1項第1号)</p>
<p>【老健・介護医療院・病院・診療所 (利用者の数が同時に10人超の場合)】</p> <p>(3) 専任の医師は、常勤勤務となっているか。 病院又は診療所併設の老健又は介護医療院の通所リハビリテーションの場合、当該病院又は診療所の常勤医師 (老健又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。) との兼務で差し支えない。</p>	適 否	<p>県条例 第137条第3項 (基準省令第111条第3項) 解釈通知 第三の七の1(1)① 解釈通知 第三の七の1(2)① ⓐ県条例 第118条第1項第1号 (ⓐ基準省令第117条第1項第1号) ⓐ県条例 第118条第3項 (ⓐ基準省令第117条第3項)</p>
<p>【診療所 (利用者の数が同時に10人以下の場合)】</p> <p>(4) 専任の医師が1人勤務しているか。</p>	適 否	<p>県条例 第137条第2項第1号 (基準省令第111条第2項第1号)</p>
<p>(5) 利用者数は、専任の医師1人に対し1日48人以内であるか。</p>	適 否	
2 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員		
タイムカード、社会保険台帳、賃金台帳、業務日誌、勤務計画表、資格者証		
<p>【老健・介護医療院・病院の場合】</p> <p>(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、単位ごとに提供時間帯を通じて、 ・利用者の数が10人以下…1以上 ・利用者の数が10人超…利用者の数を10で除した数以上配置されているか。</p>	適 否	<p>県条例 第137条第1項第2号 (基準省令第111条第1項第2号) 解釈通知 第三の七の1(1)② ⓐ県条例 第118条第1項第2号 (ⓐ基準省令第117条第1項第2号)</p>
<p>(2) (1)の人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されているか。</p>	適 否	<p>【指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取扱いについて】 赤P255, 緑P347 Q1</p>
<p>(3) 通所リハビリテーションに対して専従勤務となっているか。</p>	適 否	
<p>【診療所の場合】</p> <p>(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、単位ごとに提供時間帯を通じて、 ・利用者の数が10人以下…1以上 ・利用者の数が10人超…利用者の数を10で除した数以上配置されているか。</p>	適 否	<p>県条例 第137条第2項 (基準省令第111条第2項) 解釈通知 第三の七の1(2)② ⓐ県条例 第118条第2項 (ⓐ基準省令第117条第2項)</p>
<p>(2) (1)の人員のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で0.1以上確保されているか。</p>	適 否	<p>【指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取扱いについて】 赤P255, 緑P347 Q1</p>
<p>(3) 通所リハビリテーションに対して専従勤務となっているか。</p>	適 否	

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>(4) (2)の経験を有する看護師は、准看護師ではなく、看護師となっているか。</p> <p>(5) 所要時間1時間から2時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができるが、修了している研修は、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものか。(具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当する。)</p> <p>(6) (2)の経験を有する看護師は、経験要件(※)を満たしているか。</p> <p style="text-align: center;">※通所リハビリテーション又はこれに類するサービスに1年以上従事</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>解釈通知 第三の七の1(2)②ハ</p> <p>解釈通知 第三の七の1(2)②ト</p>
<p>3 複数の単位を有する場合の常勤者の配置 同一事業所で複数の単位の通所リハビリテーションを同時に行う場合、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が配置されているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>解釈通知 第三の七の1(1)②ホ 解釈通知 第三の七の1(2)②ホ</p>
<p>★第3 設備に関する基準</p>		
<p>1 専用の部屋等</p> <p>(1) 必要な面積(3㎡/人)を有する専用の部屋等が確保されているか。</p> <p>「専用の部屋」とは、介護保険の通所リハビリテーションのみを行うためのスペースであり、医療保険のリハビリテーション利用者へサービス提供を行うスペースとは明確に区分する必要があること。ただし、それぞれの利用者について、部屋を区切ってサービス提供を行う場合や、時間帯で利用者を分け、それぞれの利用者を区分してサービス提供を行う場合は、同一の部屋を利用することができる。また、保険医療機関が医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーションの届出を行っており、当該保険医療機関において、1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーションを実施する際には、指定通所リハビリテーションの利用者に対するサービス提供に支障が生じない場合に限り、同一のスペースにおいて行うことも差し支えない(必要な機器及び器具の利用についても同様)。この場合の居宅基準第102条第1項の指定通所リハビリテーションを行うために必要なスペースは、3㎡に指定通所リハビリテーションの利用定員と医療保険のリハビリテーションを受ける患者の数を乗じた面積以上とする。 老健通所リハビリテーションの場合、利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。</p> <p>(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備があるか。(消防法その他法令等に規定された設備の設置)</p> <p>(3) リハビリテーションに必要な専用の機械、器具が備えられているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>(介護) 赤P227～ (予防) 赤P1252～</p> <p>平面図、変更届(指定申請時の控、もしくは事業開始時の体制届の控) 県条例 第138条第1項(基準省令第112条第1項) 解釈通知 第三の七の2(1)①② 解釈通知 第三の七の2(2) →解釈通知 第三の六の2(2)② ⑤県条例 第119条第1項(⑤基準省令第118条第1項) 緑P348 Q2</p> <p>消火器等 県条例 第138条第2項(基準省令第112条第2項) 解釈通知 第三の七の2(3) →解釈通知 第三の六の2(3) ⑤県条例 第119条第2項(⑤基準省令第118条第2項) 緑P299 Q9, P300 Q10</p> <p>設備、備品台帳 県条例 第138条第2項(基準省令第112条第2項) ⑤県条例 第119条第3項(⑤基準省令第118条第2項)</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
第4 運営に関する基準		(介護) 赤P230～ (予防) 赤P1252～
★1 内容及び手続の説明及び同意 (1) 重要事項を記した文書を交付又は利用申込者等の承諾を得て電磁的方法により提供して、説明を行っているか。 (2) 重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。 重要事項最低必要項目 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制など (3) 利用申込者の同意は、適正に徴されているか。 提供開始の同意は、書面により得ることが望ましい。	適 否 適 否 適 否	重要事項説明書、利用申込書、同意に関する書類 県条例 第146条 (基準省令第119条) →県条例 第9条 (基準省令第8条) 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(1) ⑦県条例 第124条 (⑦基準省令第123条) →⑦県条例 第51条の2 (⑦基準省令第49条の2) 県解釈通知 第二の7(4) →県解釈通知 第二の1(1) 県解釈通知 第三の5(6) →県解釈通知 第三の1(1)
2 提供拒否の禁止 事例の有・無 (1) 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (提供を拒否したことがある場合は、どのような事例か。) 正当な理由の例 ①事業所の定員を超える場合 ②利用者の居住地が実施地域外である。 ③適正なサービスを提供することが困難な場合	適 否	県条例 第146条 (基準省令第119条) →県条例 第10条 (基準省令第9条) 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(2) ⑦県条例 第124条 (⑦基準省令第123条) →⑦県条例 第51条の3 (⑦基準省令第49条の3)
3 サービス提供困難時の対応 事例の有・無 (1) 居宅介護支援事業者等への連絡を行っているか。 また、他の通所リハビリテーション事業者等の紹介もあわせて行っているか。	適 否	県条例 第146条 (基準省令第119条) →県条例 第11条 (基準省令第10条) 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(3) ⑦県条例 第124条 (⑦基準省令第123条) →⑦県条例 第51条の4 (⑦基準省令第49条の4)
★4 受給資格等の確認 (1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 ①被保険者資格 ②要介護(支援)認定の有無 ③要介護(支援)認定の有効期間 (2) 確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。 (サービス事業者が被保険者証を取り込んでいないか。) (3) 認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。 事例の有・無	適 否 適 否 適 否	サービス提供票、個人記録 県条例 第146条 (基準省令第119条) →県条例 第12条 (基準省令第11条) 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(4) ⑦県条例 第124条 (⑦基準省令第123条) →⑦県条例 第51条の5 (⑦基準省令第49条の5)
5 要介護(支援)認定の申請に係る援助 (1) 要介護(支援)認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、申請を促すこと。 【居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】 (2) 更新の申請は、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。	適 否 適 否	県条例 第146条 (基準省令第119条) →県条例 第13条 (基準省令第12条) 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(5) ⑦県条例 第124条 (⑦基準省令第123条) →⑦県条例 第51条の6 (⑦基準省令第49条の6)
★6 心身の状況等の把握 (1) 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス、福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 (2) 本人や家族との面談を定期的に行い、利用者の状況把握に努めているか。	適 否 適 否	県条例 第146条 (基準省令第119条) →県条例 第14条 (基準省令第13条) ⑦県条例 第124条 (⑦基準省令第123条) →⑦県条例 第51条の7 (⑦基準省令第49条の7)

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>★7 居宅介護（介護予防）支援事業者等との連携</p> <p>(1) サービスを提供するに当たって、居宅介護（介護予防）支援事業者その他保健医療サービス事業者等と連絡調整を図っているか。</p> <p>(2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、主治医、居宅介護（介護予防）支援事業者その他保健医療サービス事業者等と連絡調整を図っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>県条例 第146条（基準省令第119条） →県条例 第69条（基準省令第64条）</p> <p>⑦県条例 第124条（⑦基準省令第123条） →⑦県条例 第69条（⑦基準省令第67条）</p>
<p>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助等 事例の有無 【法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】</p> <p>・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護（介護予防）支援事業者に居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅（介護予防）サービス計画に基づく居宅（介護予防）サービスを受けること。</p>	<p>適 否</p>	<p>県条例 第146条（基準省令第119条） →県条例 第16条（基準省令第15条）</p> <p>解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(6)</p> <p>⑦県条例 第124条（⑦基準省令第123条） →⑦県条例 第51条の9（⑦基準省令第49条の9）</p>
<p>9 居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>(1) 居宅（介護予防）サービス計画に添った通所リハビリテーションを提供しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>県条例 第146条（基準省令第119条） →県条例 第17条（基準省令第16条）</p> <p>⑦県条例 第124条（⑦基準省令第123条） →⑦県条例 第51条の10 （⑦基準省令第49条の10）</p>
<p>10 居宅（介護予防）サービス計画等の変更の援助 事例の有・無 【居宅（介護予防）サービス計画の変更を希望する場合】</p> <p>(1) 居宅介護（介護予防）支援事業者への連絡を行っているか。</p> <p>(2) 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅（介護予防）サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>県条例 第146条（基準省令第119条） →県条例 第18条（基準省令第17条）</p> <p>解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(7)</p> <p>⑦県条例 第124条（⑦基準省令第123条） →⑦県条例 第51条の11 （⑦基準省令第49条の11）</p>
<p>★11 サービス提供の記録</p> <p>(1) 提供日、提供した具体的なサービス内容等を記録しているか。</p> <p>(2) 利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者へ提供しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>県条例 第146条（基準省令第119条） →県条例 第20条（基準省令第19条）</p> <p>解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(9)</p> <p>⑦県条例 第124条（⑦基準省令第123条） →⑦県条例 第51条の13 （⑦基準省令第49条の13）</p>
<p>★12 利用料等の受領 【法定代理受領サービスに該当する場合】</p> <p>(1) 1割、2割又は3割相当額の支払いを受けているか。</p> <p>【法定代理受領サービスに該当しない場合】 事例の有・無</p> <p>(1) 10割相当額の支払いを受けているか。</p> <p>(2) 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</p> <p>【その他の費用の支払を受けている場合】 事例の有・無</p> <p>(1) 実施地域以外の利用者から送迎に要する費用の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。</p> <p>(2) 基準額を超える（通常要する時間を超える）費用の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。（介護予防通所リハでは適用しない。）</p> <p>(3) 食費の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。</p> <p>(4) おむつ代の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。</p> <p>(5) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、支払を受けることができないもの（保険給付の対象となっているサービス）はないか。</p>	<p>適 否</p>	<p>領収証控、送迎日誌</p> <p>県条例 第146条（基準省令第119条） →県条例 第103条（基準省令第96条）</p> <p>解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の六の3(1) →解釈通知 第三の一の3(10) ～</p> <p>⑦県条例 第119条の2（⑦基準省令第118条の2）</p> <p>【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて】 赤P1438～</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
(6) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けていないか。	適 否	【同上・記2②】
(7) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。 (積算根拠は明確にされているか。)	適 否	【同上・記2④】
(8) (1)から(7)までの支払いを受ける場合には、その内容及び費用について、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。	適 否	同意に関する記録 【同上・記2③】
(9) 上記の同意は、文書に利用者等の署名を受けることにより行っているか。	適 否	【介護保険施設等における日常生活費等の受領について】 赤P1442
(10) 「その他日常生活費」とは区分される費用についても同様の取扱いとされているか。	適 否	法 第41条第8項
(11) 利用料等の支払いを受けた都度、領収証を交付しているか。	適 否	施行規則 第65条
(12) 課税の対象外に消費税を賦課していないか。	適 否	
(13) 領収証については、保険給付に係る1割、2割又は3割負担部分と保険給付対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に区分したものを利用者に対して発行しているか。	適 否	
13 保険給付の請求のための証明書の交付 事例の有・無 【法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合】 サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交付しているか。	適 否	県条例 第146条(基準省令第119条) →県条例 第22条(基準省令第21条) 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(11) ⑤県条例 第124条(⑤基準省令第123条) →⑤県条例 第52条の2(⑤基準省令第50条の2)
14 (介護予防)通所リハビリテーションの基本取扱方針 (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止(介護予防)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 (2) 提供する(介護予防)通所リハビリテーションの質の評価を行い、(主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、)常にその改善を図っているか。 (3) 自ら行う評価に限らず、外部の者による評価(利用者アンケート等を含む)など、多様な評価方法を用いること。	適 否 適 否 適 否	利用者に関する記録、通所リハビリテーション計画書、評価を実施した記録 県条例 第139条(基準省令第113条) ⑥県条例 第125条(⑥基準省令第124条) ⑥解釈通知 第三の七の3(1) 県解釈通知 第二の7(1) →県解釈通知 第二の1(2) 県解釈通知 第三の5(4) →県解釈通知 第三の1(4)
15 (介護予防)通所リハビリテーションの具体的取扱方針 (1) 医師の指示及び(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行っているか。 (医師の指示と計画によってプログラムが実施されているか。) (2) サービスの提供に当たっては、事業所の医師が、事業所の理学療法士等に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的、開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行っているか。 (3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。(サービス内容及び提供目的、具体的方法、提供に必要な環境の整備、療養上の遵守事項・目標等、その他療養上必要な事項)	適 否 適 否 適 否	重要事項説明書、パンフレット等、利用者に関する記録、通所リハビリテーション計画書 県条例 第140条(基準省令第114条) 解釈通知 第三の七の3(1) ⑥県条例 第126条(⑥基準省令第125条) ⑥解釈通知 第三の七の3(2)

確認事項	適否	確認書類・根拠
(4) 認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えているか。	適 否	
(5) 事業所の理学療法士等が介護支援専門員を通じて、訪問介護等その他の居宅サービス事業者の従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活の留意点、介護の工夫などの情報を伝達しているか。	適 否	
(6) リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を会議の構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。 ※ 会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、指定居宅サービス等の担当者及び保健師等。利用者及び家族の参加が基本。 ※ テレビ電話装置の活用可。利用者等が参加する場合はあらかじめ同意を得ること。	適 否	緑P351～, Q11～Q15
(7) 構成員が、リハビリテーション会議を欠席した場合に、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報提供を行っているか。	適 否	
(8) 事業所外でサービスを提供した場合、次の要件を満たしているか。 ①効果的な（介護予防）通所リハビリテーションが提供できること。 ②あらかじめ（介護予防）通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。	適 否	緑P352, Q16 【平成25年1月15日付け、長寿第1863号】
(9) 認知症、障害等により判断能力が不十分な利用者に対し、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援に努めているか。 事例の有・無	適 否	県解釈通知 第二の7(2) →県解釈通知 第二の1(3) 県解釈通知 第三の5(5) →県解釈通知 第三の1(5)
<介護予防通所リハビリテーションのみ適用>		
(10) サービスの提供開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、サービス提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、介護予防通所リハビリテーション計画実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。	適 否	
(11) モニタリングの結果を記録し、指定介護予防支援事業者に報告を行っているか。	適 否	
(12) モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行っているか	適 否	
★16 (介護予防) 通所リハビリテーション計画の作成		
(1) 診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、医師等の従業者が共同して、利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）通所リハビリテーション計画が作成されているか。 ①アセスメント ②目標（援助の方向性） ③サービス内容（具体的なリハビリテーション内容） ④所要時間、日程	適 否	(介護予防) 通所リハビリテーション計画書 県条例 第141条（基準省令第115条） 解釈通知 第三の七の3(1) ⑤県条例 第126条（⑤基準省令第125条） ⑥解釈通知 第三の七の3(2)
(2) 計画の作成に当たっては、医師や理学療法士等の従業者が、カンファレンスにおいて、共同して作成しているか。	適 否	
(3) 既に居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成しているか。	適 否	

確認事項	適否	確認書類・根拠
(4) (介護予防) 通所リハビリテーション計画を作成後に居宅(介護予防) サービス計画が作成された場合は、当該(介護予防) 通所リハビリテーション計画が居宅(介護予防) サービス計画に沿ったものであるかどうかを確認し、必要に応じて変更しているか。	適 否	
(5) (介護予防) 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、目標や内容等について、利用者又はその家族に分かりやすく説明し、利用者の同意を得ているか。	適 否	
(6) (介護予防) 通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該(介護予防) 通所リハビリテーション計画を利用者に交付しているか。	適 否	
(7) それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療録に記載しているか。	適 否	
<評価>		
(8) (介護予防) 通所リハビリテーション計画に対する評価を行い、(介護予防) 通所リハビリテーション計画の見直しに生かされているか。	適 否	
(9) 評価については、医師や理学療法士等の従業者がカンファレンス等において共同して行っているか。	適 否	
(10) 利用者ごとの評価を診療記録等に記録しているか。	適 否	
(11) 利用者や家族に対し、評価について説明を行っているか。	適 否	
<p>※指定(介護予防) 通所リハビリテーション事業者が指定(介護予防) 訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、(介護予防) 訪問リハビリテーション及び(介護予防) 通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた(介護予防) 通所リハビリテーション計画を作成した場合については、(介護予防) 訪問リハビリテーションの運営の基準(介護予防のための効果的な支援の方法の基準)を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>県条例 第141条第6項(基準省令第115条第6項) ⑤県条例 第126条第1項第6号(⑤基準省令第125条第1項第6号)</p>
<p>17 利用者に関する市町村への通知 事例の有・無 通所リハビリテーションを受けている利用者が、次に該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした。</p>	適 否	<p>市町村に送付した通知に係る記録 県条例 第146条(基準省令第119条) →県条例 第27条(基準省令第26条) 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(14) ⑤県条例 第124条(⑤基準省令第123条) →⑤県条例 第52条の3(⑤基準省令第50条の3)</p>
<p>★18 緊急時等の対応 緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。</p>	適 否	<p>緊急時対応マニュアル 県条例 第146条(基準省令第119条) →県条例 第28条(基準省令第27条) 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(15) ⑤県条例 第128条第1項、第4項(⑤基準省令第127条第1項、第4項)</p>
<p>19 管理者等の責務 (1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	適 否	<p>組織図、職務分担表 県条例 第142条(基準省令第116条) 解釈通知 第三の七の3(2) ⑤県条例 第120条(⑤基準省令第119条)</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>【管理代行者を選任した場合】 事例の有・無</p> <p>(3) 事業所の管理者が選任した者に、必要な管理の代行をさせている場合は、組織図等により指揮命令系統を明確にしているか。</p>	適 否	
<p>★20 運営規程</p> <p>運営規程は、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③営業日及び営業時間</p> <p>④指定(介護予防)通所リハビリテーションの利用定員</p> <p>⑤指定(介護予防)通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑥通常の事業の実施地域</p> <p>⑦サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧非常災害対策</p> <p>⑨虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑩その他運営に関する重要事項</p> <p>※⑨は令和6年3月31日までは努力義務(令和6年4月1日より義務化)</p>	適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否	<p>県条例 第143条(基準省令第117条)</p> <p>解釈通知 第三の七の3(3)</p> <p>→解釈通知 第三の六の3(4)</p> <p>解釈通知 第三の七の3(6)</p> <p>→解釈通知 第三の一の3(17)</p> <p>◎県条例 第121条(◎基準省令第120条)</p>
<p>★21 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。(勤務計画が作成されているか。)</p> <p>(2) 当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。</p> <p>(3) 調理、洗濯、清掃等業務委託を行っている場合、その内容は適切か。</p> <p>(4) 従業者の資質向上のため、各種研修会に参加させているか。</p> <p>(5) (4)の研修は、高齢者の人権擁護や虐待防止等、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を踏まえたものを含めているか。</p> <p>(6) 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務(令和6年4月1日より義務化)</p> <p>(7) 適切なサービス提供を確保する観点から、職場における性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否	<p>勤務計画表、研修計画</p> <p>県条例 第146条(基準省令第119条)</p> <p>→県条例 第108条(基準省令第101条)</p> <p>解釈通知 第三の七の3(6)</p> <p>→解釈通知 第三の六の3(5)</p> <p>解釈通知 第三の七の3(6)②</p> <p>◎県条例 第121条の2(◎基準省令第120条の2)</p> <p>県解釈通知 第二の7(4)</p> <p>→県解釈通知 第二の6(3)</p> <p>県解釈通知 第三の5(1)</p> <p>→県解釈通知 第三の1(2)</p> <p>認知症介護基礎研修受講証</p> <p>ハラスメント防止のための指針等</p> <p>ハラスメント対策の取組の記録</p>
<p>★22 業務継続計画(BCP)の策定等</p> <p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務継続を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※ いずれも令和6年3月31日までは努力義務(令和6年4月1日より義務化)</p>	適 否 適 否 適 否	<p>業務継続計画(感染症・災害)研修及び訓練の記録</p>
<p>★23 定員の遵守</p> <p>(1) 利用定員は守られているか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は可。)</p> <p>(2) 特定高齢者に対する通所型介護予防事業を受託して通所リハビリテーション事業と一体的にサービス提供を行う場合は、合計人数が利用定員以内となっているか。</p>	適 否 適 否	<p>利用者名簿、運営規程、業務日誌</p> <p>県条例 第146条(基準省令第119条)</p> <p>→県条例 第109条(基準省令第102条)</p> <p style="color: red;">緑P350 Q10</p> <p>◎県条例 第121条の3(◎基準省令第120条の3)</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※①～③は、令和6年3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化）</p> <p>(4) 保健所との密接な連携はとれているか。</p> <p>(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p>26 掲示等</p> <p>(1) 重要事項の掲示又は備え付けの方法は適切か。(場所、文字の大きさ等)</p> <p>(2) 次の事項は全て掲示又は備え付けられているか。 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③苦情に対する措置の概要 ④利用料 ※食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し運営規程へ掲載を行うとともに事業所等の見やすい場所に掲示等を行うこと。</p> <p>(3) 掲示又は備え付け事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>掲示物又は備え付けのもの 県条例 第146条（基準省令第119条） →県条例 第34条（基準省令第32条）</p> <p>⑤県条例 第124条（⑤基準省令第123条） →⑤県条例 第55条の4（⑤基準省令第53条の4）</p>
<p>★27 秘密保持等</p> <p>(1) 利用者の個人記録の保管方法は適切か。</p> <p>(2) 秘密保持のため、必要な措置を講じているか。(例えば、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。)</p> <p>(3) サービス担当者会議など部外で個人情報をを用いる場合は、あらかじめ利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲など）がなされ、利用者（家族）から文書による同意を得ているか。</p> <p>(4) 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>就業時の取決め等の記録、利用者及び家族の同意書 県条例 第146条（基準省令第119条） →県条例 第35条（基準省令第33条） 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(21)</p> <p>⑤県条例 第124条（⑤基準省令第123条） →⑤県条例 第55条の5（⑤基準省令第53条の5）</p>
<p>28 居宅介護（介護予防）支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>・ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>適 否</p>	<p>県条例 第146条（基準省令第119条） →県条例 第37条（基準省令第35条） 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(22)</p> <p>⑤県条例 第124条（⑤基準省令第123条） →⑤県条例 第55条の7（⑤基準省令第53条の7）</p>
<p>★29 苦情処理</p> <p>(1) 利用者及びその家族からの苦情を処理する窓口はあるか。</p> <p>(2) 苦情処理の体制、手続が定められているか。</p> <p>(3) 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。</p> <p>(4) 苦情の内容等を記録しているか。また、記録は5年間保存しているか。 事例の有・無</p> <p>(5) 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 事例の有・無</p> <p>(6) 市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 事例の有・無</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>苦情処理マニュアル、苦情記録 県条例 第146条（基準省令第119条） →県条例 第38条（基準省令第36条） 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(23)</p> <p>⑤県条例 第124条（⑤基準省令第123条） →⑤県条例 第55条の8（⑤基準省令第53条の8）</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>(7) 市町村からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を市町村に報告しているか。 事例の有・無</p> <p>(8) 国保連が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 事例の有・無</p> <p>(9) 国保連からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国保連に報告しているか。 事例の有・無</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	

<p>30 地域との連携</p> <p>(1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業(介護相談員派遣事業)を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業にも協力するよう努めているか。</p> <p>(3) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所リハビリテーションを提供する場合、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもリハビリテーションの提供を行うよう努めているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>県条例 第146条(基準省令第119条) →県条例 第39条(基準省令第36条の2) 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(24) ⑤県条例 第124条(⑤基準省令第123条) →⑤県条例 第55条の9(⑤基準省令第53条の9)</p>

<p>★31 事故発生時の対応</p> <p>(1) 事故発生時の市町村、家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡体制が整えられているか。</p> <p>(2) 事故発生時の対応方法が定められているか。</p> <p>(3) 損害賠償保険に加入しているか。(又は賠償資力を有するか。)</p> <p>(4) 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。また、記録は5年間保存しているか。 事例の有・無</p> <p>(5) 県の指針に基づき、県(所管県民局)へ報告しているか。 事例の有・無</p> <p>(6) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。 事例の有・無</p> <p>(7) 賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行っているか。 事例の有・無</p>	<p>適 否</p>	<p>連絡体制図、フェイスシート、対応マニュアル、損害保険証書、事故記録 県条例 第146条(基準省令第119条) →県条例 第40条(基準省令第37条) 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(25) ⑤県条例 第124条(⑤基準省令第123条) →⑤県条例 第55条の10 (⑤基準省令第53条の10)</p>

<p>32 会計の区分</p> <p>(1) 厚生労働省通知に基づき、指定(介護予防)通所リハビリテーションの事業とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 介護保険事業について、サービスごとに経理を区分しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>会計関係書類 県条例 第146条(基準省令第119条) →県条例 第41条(基準省令第38条) 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(25) ⑤県条例 第124条(⑤基準省令第123条) →⑤県条例 第55条の11 (⑤基準省令第53条の11) 【介護保険の給付対象事業における会計の区分について】平成13年3月28日 老振発第18号</p>

<p>33 記録の整備</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 利用者に対する指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ①(介護予防)通所リハビリテーション計画(前記16(1)) ②提供した具体的なサービスの内容等の記録(前記11(1)) ③条例27(24)条、基準26(23)条の規定を準用する市町村への通知の記録(前記17(1)) ④苦情の内容等の記録(前記29(4))</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>県条例 第145条(基準省令第118条の2) ⑤県条例 第123条(⑤基準省令第122条)</p> <p>県解釈通知 第二の7(3) →県解釈通知 第二の1(5) 県解釈通知 第三の5(3) →県解釈通知 第三の1(3)</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（前記31(4)） ※リハビリテーションの提供に関する記録には診療記録が含まれる。	適 否	
★34 虐待の防止 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 (2) 虐待の防止のための指針を整備しているか。 <u>また、当該指針は高齢者虐待防止法の趣旨に則って整備されているか。</u> (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※ 以下の事項に従業者に周知徹底しているか。 ・ 養介護施設従事者等は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないこと。（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第21条） ・ 上記の通報を行う際の市町村担当課の連絡先を全従業者が把握していること。	適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否	県条例 第146条（基準省令第119条） →県条例 第40条の2（基準省令第37条の2） 解釈通知 第三の七の3(6) →解釈通知 第三の一の3(31) ⑦県条例 第124条（⑦基準省令第53条の10の2） →⑦県条例 第55条の10 （⑦基準省令第53条の10の2） ・研修の記録 ・委員会の記録 ・指針 ※ (1)、(2) 及び (4) については、R6.3.31までの間は、努力義務
35 電磁的記録 (1) 作成、保存その他これらに類するものうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことが可能 事例の有・無 ・保存は解釈通知に定められた方法により適切に行われているか。 ・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守しているか。 (2) 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するものうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（以下「交付等」という。）について、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法により行うことが可能 事例の有・無 ・事前に利用者等の承諾を得ているか。 ・交付等は指定基準に準じた方法によっているか。 ・同意は利用者等の意思表示が確認できる方法となっているか。 ・締結は、電子署名を活用しているか。 ・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守しているか。	適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否	県条例 第277条（基準省令第217条） 赤P44, 45
第5 変更の届出		
(1) 変更の届出が必要な事項については、適切に届け出されているか。	適 否	法 第75条 法 第115条の5
第6 介護給付費の算定及び取扱い		
1 基本的事項 (1) 所定単位数により算定されているか。 (2) 「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、報酬告示別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 （岡山市以外＝その他、1単位＝10円）	適 否 適 否	報酬告示 一 青P124～ ⑦報酬告示 一 青P1282～ 留意事項通知 第二 青P125～

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>(3) 1円未満の端数を切り捨てているか。 ※ [基本単位及び加算については、介護報酬編により自己点検]</p> <p>○端数処理について</p> <p>居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する通則事項 [第2の1 通則]</p> <p>(1) 算定上における端数処理について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>② 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。 なお、サービスコードについては、介護職員処遇改善加算を除く加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。</p>	適否	
<p>【参考】</p> <p>1 業務管理体制の整備等</p> <p>(1) 業務管理体制整備に関する届出を行っているか。 ・直近の届出はいつ行ったか。（ 年 月 日） ※みなし事業所のみ事業者は届けの必要はない。</p> <p>(2) 届け出ている場合、法令遵守責任者名が従業者に周知されているか。</p> <hr/> <p>2 介護サービス情報の公表</p> <p>(1) 当該年度の報告依頼通知があったとき、介護サービス情報公表システムの入力を行っているか。</p> <p>(2) 当該年度に修正があった場合入力を行っているか。 ・直近の届出はいつ行ったか。（ 年 月 日）</p> <p>(3) 公表内容は、サービス提供の実態と乖離していないか。</p>	適否 適否 適否 適否	<p>業務管理体制届出書 法 第115条の32 赤P1545～</p> <p>介護サービス情報公表システム 法 第115条の35 赤P1562～</p>

【注】 参考1、参考2は、「人員・設備・運営基準」に含まれるものではありませんが、「介護サービス事業者」の義務として法律に明記されているものです。